

出勤者数の削減に関する取組内容の公表について

(1) 定量的な取組内容

算定の対象とする従業員の範囲	実績及び対象期間
テレワーク実施可能な職員（職員の１００％）	出勤者削減率 ３３．８％ （１０月１日～３１日）

(2) 具体的な取組や工夫

テレワーク推進に向けた具体的な取組・工夫
・ テレワークの取得回数の制限を当分の間撤廃した。 ・ テレワークの申請や勤務報告の事務手続きを簡素化した。 ・ 現場作業の縮減のため、押印廃止や決裁をメールで行う等、事務手続きを整備した。 ・ 集合型の会議を自粛し、オンライン化を推進した。 ・ パソコンやポケット Wi-Fi 等、テレワークに必要な機材を整備し、職員に貸し出している。 ・ テレワークの推進について、月毎にテレワーク等の勤務予定表の作成を依頼する際や、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の適用の際に全職員に対して呼びかけている。

出勤者数削減に向けた具体的な取組・工夫（テレワーク関連を除く）
・ 時差出勤制度の拡充及び推進 ・ 勤務の振替の推進